

2019年度（令和元年度）第2回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2019年度（令和元年度）第2回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2019年（令和元年）11月26日（火）17時30分～18時30分
福山市役所本庁舎3階 中会議室

3 出席者

委 員	宮地委員長，山崎委員，沼田委員，内田委員（計4名）
関係部課長	（市長部局等） 建設管理部長，都市部長，建築部長，建設政策課契約担当課長， 公園緑地課長，営繕課長，施設課長（教育委員会），技術検査課長
	（上下水道局） 経営管理部長，管財契約課長，配水管整備課長，配水管維持課長

4 会議の概要

（1）抽出案件の審議

抽出案件の審議に際し，2019年（平成31年）4月から2019年（令和元年）10月末までの契約状況について，建設政策課契約担当課長から次の通り説明を行った。

「2019年（平成31年）4月から2019年（令和元年）10月末までの福山市発注分の入札件数は468件で，落札率は92.24%，上下水道局発注分の入札件数は150件で，落札率は88.53%であり，前年度と比較して，福山市発注分の落札率が1.13ポイント上昇し，上下水道局発注分の落札率が1.19ポイント上昇している。落札率の上昇の要因としては，福山市発注分については，予定価格が10億円以上の大型案件が2件，上下水道局発注分については，予定価格が1.5億円以上の案件2件について落札率が98%を超える高い落札率となったため，これらを除くと，福山市発注分では落札率が89.86%，上下水道局分では87.53%となる。」

続いて，2019年（平成31年）4月1日から2019年（令和元年）9月30日の間に開札を行った工事を対象に，担当の委員が事前に抽出した案件（①～⑤）について審議を行った。

- ① （仮称）かわまち広場整備工事（1工区）
- ② 福山市立東小学校北棟校舎改築他工事

- ③ 福山市立幸千中学校南棟校舎1階配膳室他改修工事
- ④ 配水管布設工事（配整31-15）
- ⑤ 陥没箇所復旧工事（工水31-1）

○ 抽出案件の審議内容

抽出されたそれぞれの案件について、先ず案件の抽出を担当した委員が選定理由を説明した後、関係職員がそれぞれ工事の概要・入札状況について説明し、各委員からの質疑に対する回答を行った。

抽出案件に対する主な質疑応答は次の通りである。

抽出案件① （仮称）かわまち広場整備工事（1工区）	
Q 1	<p>予定価格が非常に高額となっているにもかかわらず、入札参加者が2者と極めて少数である。入札参加者が少数になった理由をお聞きしたい。</p> <p>また、この工事が総合評価方式の対象工事とされた理由をお聞きしたい。</p> <p>なお、総合評価方式の対象工事とした理由とは、「福山市建設工事総合評価方式試行要綱」の第3条（1）～（3）のどの対象工事に該当するのか伺いたい。</p>
A 1	<p>本工事は、千代田地区かわまちづくり計画に基づき、福山市千代田町一丁目地内の芦田川緑地において、石畳エリアやBBQエリアなどにより構成される親水広場を整備するものである。</p> <p>一般的な土木一式工事であることから、入札参加資格要件に施工実績を求めておらず、入札参加資格を有する地元建設業者は、少なくとも43者程度はあるものと事前に把握していた。結果的に、入札参加者が2者となったことは想定していなかったものである。</p> <p>総合評価方式の発注については、「福山市建設工事総合評価方式試行要綱」第3条（1）に該当するものとして発注している。</p> <p>本工事を総合評価方式の対象工事とした理由は、事業地への搬出入ルートとなる堤防道路は幅員が狭いため、一般交通に配慮する必要があること、また、事業地周辺においては千代田地区かわまちづくり計画に関係する多くの工事が行われており、これらの工事と綿密な調整を図りつつ、工期限内に完成させる必要があることから、総合評価方式により発注したものである。</p>
Q 2	<p>事後検証として、入札参加者数が結果的に2者となったことへの検証は行ったのか。</p>
A 2	<p>本工事は関連する多くの工事がこの区域内で施工中であり、走行ルート等も重複している。同じ区域を施工していく中で、国土交通省の工事とも重複した</p>

	<p>工事となっており工程調整が容易ではない。これらの理由から結果的に入札参加者数が2者となったものと考えている。</p>
<p>抽出案件② 福山市立東小学校北棟校舎改築他工事</p>	
Q 3	<p>予定価格が非常に高額となっているにもかかわらず、入札参加者が1者と極めて少数である。入札参加者が少数になった理由をお聞きしたい。</p> <p>また、この工事が総合評価方式の対象工事とされた理由をお聞きしたい。</p> <p>なお、「福山市建設工事総合評価方式試行要綱」第3条のどの対象工事に該当するか。</p>
A 3	<p>まず、「福山市建設工事総合評価方式試行要綱」について説明する。抽出案件①「(仮称)かわまち広場整備工事(1工区)」及び抽出案件②「福山市立東小学校北棟校舎改築他工事」については、第3条(1)に該当する。この(1)は簡易型という類型に該当する。その中から簡易な施工計画を求めないものについては、特別簡易型という類型になっている。第3条(2)は標準型、(3)は高度技術提案型という類型になっている。本市発注の総合評価方式の実績では、約90%程度の割合で(1)簡易型・特別簡易型で発注している。</p> <p>本工事は、福山市東町地内にある、福山市立東小学校において、老朽化した北棟校舎を建替えるとともに、南棟校舎の一部模様替工事と附属建築物として、軽量鉄骨造平家建倉庫を新築するものである。</p> <p>入札参加資格要件については、「福山市建設工事共同企業体取扱要綱」により、工事を円滑に実施し、かつ、地元建設業者の受注機会の拡大を図る目的で共同企業体発注とし、代表構成員(A群)に対しては、「福山市条件付一般競争入札事務処理要綱」により過去15年間における施工実績を求めたものである。</p> <p>入札参加資格を有する地元建設業者は、少なくとも15者程度は事前に把握していたが、結果的に入札参加者が1者となったことは当初は想定していなかった。</p> <p>また、総合評価方式の対象工事とした理由は、設計金額が5億円を超える高額工事であり、加えて、敷地周辺は住宅地で住宅等が近接し、周辺道路の交通量も多く、周辺環境への影響に配慮する必要があることに加え、学校を通常運営しながらの工事であり、工事管理に加えて児童の安全確保へも特段の配慮が必要となることから、価格やその他の条件が本市にとって有利なものを落札者として決定するため総合評価方式により発注したものである。なお「福山市条件付一般競争入札事務処理要綱」第3条(1)に該当するものとして対象工事</p>

<p>Q 4</p> <p>A 4</p>	<p>とした。</p> <p>想定していた参加業者が15者あった中で、入札参加業者が1者しかいなかったことについて、事後に検証していることがあれば教えて欲しい。</p> <p>業者の手持ち工事の状況や技術者の他工事への配置状況などを総合的に判断し、この結果になったものと考えている。慢性的な技術者不足、発注状況、時期、また手持ち工事の状況によって、専任技術者の配置が難しかったものと推測している。</p>
<p>抽出案件③ 福山市立幸千中学校南棟校舎1階配膳室他改修工事</p>	
<p>Q 5</p> <p>A 5</p> <p>Q 6</p> <p>A 6</p>	<p>落札率が99.0%と極めて高く、かつ、入札参加者12者中11者が失格となっている。</p> <p>高い落札率となっている理由をお聞きしたい。また、失格者が多いことから、最低制限価格等の入札条件が適正なものであったか否かも確認したい。</p> <p>本工事は、中学校給食の実施に向け、計画的に取り組んでいる学校施設の改修工事であり、工事内容は、既存の特別教室（美術室）を配膳室として使用できるように、壁や床の改修、建具の設置などを行う一般的な建築工事である。</p> <p>本市では、「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」に基づき、市が積算した工事費を基に、工種毎に最低制限価格の基準価格を算定している。</p> <p>開札時に、この最低制限価格の基準価格を、電子計算機により自動調整した上で、案件毎に最低制限価格を設定し、入札を実施している。</p> <p>本工事においては、多くの入札参加者が基準最低制限価格付近で入札し、電子計算機による自動調整の影響から、多くの業者が失格となり、結果として高い落札率になったと考えている。</p> <p>なお、最低制限価格の設定については、当該要領の規定に基づいて適正に実施している。</p> <p>前回の委員会において電子計算機での計算の方法については改善をしたということなので、今後推移を見ていこうと思うが、福山市として現状で考えていることなどがあれば教えて欲しい。</p> <p>電子計算機の自動調整については、2018年（平成30年）4月から、公正性・公平性を確保しつつ、最低制限価格未満で失格となる入札参加者数を減</p>

	<p>らすという目的で制度改正した。自動調整の許容範囲を上限1%から0.3%に変更した。</p> <p>2018年度（平成30年度）の本市分発注実績で状況報告すると、入札件数665件（入札監視委員会報告案件ベース）の内、入札参加者が複数で、かつ有効な入札が1となった案件数は39件であり、発生率約5.86%である。</p> <p>2017年度（平成29年度）は、入札件数544件の内、40件で同様の事例が発生しており、発生率7.35%である。</p> <p>また、入札参加者が複数であるにも関わらず、有効な入札が0となった案件も発生している。2018年度（平成30年度）は入札件数665件の内5件で、発生率0.75%となっており、2017年度（平成29年度）は入札件数544件の内10件で、発生率1.84%となっている。</p> <p>本市分の全入札案件に対して最低制限価格未満で失格となった者の件数としては、2017年度（平成29年度）入札参加者数の総数は、延べ8,166名で、その内3,148名が最低制限価格未満で失格となり、比率は38.55%となっている。2018年度（平成30年度）は、入札参加者が8,565名で、その内3,116名が最低制限価格未満で失格となり、比率は36.38%となっている。</p> <p>これらの入札結果から判断すると、特に大幅な改善という程ではないが、失格率も若干改善してきているのではないかと考えており、一定の効果があったのではないかと考えている。</p>
<p>抽出案件④ 配水管布設工事（配整31-15）</p>	
<p>Q7</p>	<p>予定価格が非常に高額となっているにもかかわらず、入札参加者が1者と極めて少数である。入札参加者が少数になった理由をお聞きしたい。</p> <p>また、高い落札率となっている理由をお聞きしたい。</p>
<p>A7</p>	<p>本工事は、老朽化した水道管を更新し、地震に強い耐震性のある水道管に布設替えするものである。本工事は設計金額1億5,000万円を超える大型案件のため、「福山市上下水道局条件付一般競争入札事務処理要綱」で準用する「福山市条件付一般競争入札事務処理要綱」、「福山市上下水道局建設工事共同企業体取扱要綱」で準用する「福山市建設工事共同企業体取扱要綱」により、共同企業体として発注した。</p> <p>共同企業体の入札参加資格は、水道施設工事の認定を受けている者とし、また、その他の有資格者として、現場代理人、監理技術者又は主任技術者のいずれかが、本工事は水道管布設に必要な有資格者であることとしたものである。</p> <p>今回の案件について、入札参加者が1者となり、また、落札率が高かったこ</p>

	<p>とについては、当該工事は特殊な工事ではないものの、当該工事区間の沿線には、スーパーマーケット、飲食店などの商業施設や幼稚園、近隣には小学校、中学校の教育施設もあることから、車両や歩行者の通行量が多く、施工に当たりより一層の安全対策・管理が求められること、次に、工事施工場所は、河川に隣接していることから、掘削時には湧水があることが考えられ、また、既設の水道管、下水道管、N T Tの通信ケーブル、ガス管などの地下埋設物も多いことから、他の工事に比べ掘削作業に手間が多くかかること、更に、当該工事で布設する水道管は、主に400mm～700mmの大口径であり、管の吊り下ろしや接合にも時間を要し、分岐部や屈曲部が多く、河川の下越しなど平面的及び縦断的に施工が複雑であることなどから、多くの者が応札を躊躇し、また、落札率も高くなったものと考えている。</p> <p>なお、入札参加資格者を事前に確認したところ、代表構成員になりうる者は、市内の特定建設業者で29者であったため、競争性は確保されると考えていたものである。</p>
Q 8	<p>入札参加資格について改善の余地があったのかなど、検討したことがあるか。</p>
A 8	<p>本工事については、今回の8月23日公告の前に、6月21日に総合評価方式で公告したものであるが、事後審査の時点で、配置予定技術者の専任要件を満たさないということで、無効入札となり、応札者が1者であったため不落となった。</p> <p>現場が複雑であるということなどから、入札参加者が少なかったため、発注方法の検討を行い、総合評価方式での発注から、通常的一般競争入札として発注方法を変更したものである。</p>
Q 9	<p>総合評価方式での発注かどうかで入札参加者数は変わってくるものなのか。</p>
A 9	<p>総合評価方式での発注の場合、技術者や実績などの点数と入札価格両方で落札者を決定していくものであるため、価格以外の技術点などの面で、通常的一般競争入札に比べ応札を控えられる傾向がある。</p>
Q10	<p>入札方式以外で、どのような点を検討すれば入札参加者が増えるのか。</p>
A10	<p>施工実績や工事内容の検討、大型工事であれば受注し易いように2つに分割することなどが考えられる。</p>

抽出案件⑤ 陥没箇所復旧工事（工水 3 1 - 1）

Q11	<p>随意契約とした理由として、契約の相手方が「本工事と関連性の非常に高い同一現場内の配水管修繕工事の受注者」であることが挙げられている。</p> <p>そもそも、上記契約の相手方が、当該陥没箇所に関連する配水管修繕工事を受注するに至った経緯を説明されたい。</p> <p>なお、前回の審議案件⑤「配水管修繕工事（工水 3 0 - 1）」が関連工事と思われるが、この関連工事の契約日が 2 0 1 9 年（平成 3 1 年）3 月 2 2 日となっているのに対して、今回の工事が契約日 2 0 1 9 年（平成 3 1 年）4 月 1 日となっていることについてもお聞きしたい。</p>
A11	<p>本工事は、福山市箕沖町に配管されている工業用水道の大口径水道管の漏水に伴い、陥没した道路を緊急に復旧する工事である。</p> <p>配水管漏水事故等の緊急対応に関する協定を締結している当該業者が本工事と関連性の非常に高い同一の現場内の漏水した当該水道管の修繕工事を施工しており、緊急対応が可能であり、迅速で安全かつ的確な施工が確保できるため、当該業者と随意契約したものである。</p> <p>当該受注者が配水管修繕工事を受注するに至った経緯については、本年 3 月 2 2 日 1 3 時頃、本市箕沖町の工業用水道の大口径水道管について、管の老朽化による漏水が発生し、それにより道路が陥没し通行に支障を生じたため、当該受注者と配水管修繕工事請負契約を締結し、水道管を緊急に修繕したものである。</p> <p>具体については、本市上下水道局では、配水管漏水事故等に迅速かつ的確に対応するため、2 0 1 1 年（平成 2 3 年）から、本市の水道施設工事の入札参加資格者 4 1 者の組合員で構成する福山管工事協同組合と「配水管漏水事故等の緊急対応に関する協定」を締結しており、当日の漏水事故等発生により、上下水道局から福山管工事協同組合に修繕工事の依頼をし、当該組合から速やかに対応可能な当番の組合員であった当該受注者に連絡し、配水管修繕工事を施工したものである。</p> <p>当該工事完了後、新たに道路地下での空洞化の疑いが生じたため、道路管理者との協議により空洞調査を実施し、空洞箇所及び陥没箇所の復旧工事の施工を、同一現場内の状況を熟知している当該受注者と契約を締結したものである。</p>
Q12	<p>もともとの配水管の工事が 2 0 1 9 年（平成 3 1 年）3 月 2 2 日に契約をされているが、同一の場所で陥没があるのではないかと分かったのはいつ頃か。</p>

A12	前年度には、水道施設工事を施工し、工事が完了し検査の時点で空洞化があるのではないかとということが判明した。
Q13	「配水管修繕工事（工水30-1）」の工事自体は何日程度で完了したのか。
A13	2019年（平成31年）3月22日に直ちに緊急で契約し、ほぼ1週間程度で完了した。
Q14	工事が完了してすぐに判明したということか。
A14	工事が完了し検査の時点で判明したものである。
	以上

○ まとめ

抽出案件について、委員会から付された意見はなかった。

（2）入札及び契約手続の運用状況についての報告

・ 指名除外措置運用状況

2019年（平成31年）4月1日から2019年（令和元年）9月30日の間に指名除外措置をした8事案10者（市長部局分）の状況について、建設政策課契約担当課長が報告し、1事案1者（上下水道局分）の状況について管財契約課長が報告した。

（3）その他

・ 次回委員会の開催時期について

2020年（令和2年）5月下旬の予定

・ 次回で審議の対象とする工事案件の抽出について

2019年（令和元年）10月から2020年（令和2年）3月までを対象とし、内田委員が担当する。